

ประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน

ที่ ส.2/2565

เรื่อง การปรับปรุงประเภทกิจการสถานีบริการอัดประจุไฟฟ้าสำหรับยานพาหนะไฟฟ้า

非公式訳

投資委員会布告

第 Sor. 2/2565 号

件名：電気自動車用充電スタンドサービス事業の改定

仏暦 2557 年（2014 年）12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号「投資奨励政策および基準」に引き続き、

ゼロエミッション電気自動車（ZERO EMISSION VEHICLES）の製造を目指しタイで電気自動車の使用および製造が行われるために促進し推進するべく、仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 16 条の権限に基づき、投資委員会は以下のように発布する。

第 1 項 投資奨励対象業種を改定し、仏暦 2562 年（2019 年）12 月 13 日付投資委員会布告第 Sor. 3/2562 号に基づき改定増補された仏暦 2557 年（2014 年）12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号「投資奨励政策および基準」巻末の業種 7.35 の内容を廃止し、以下の内容を代わりに使用する。

業種	条件	恩典
7.35 電気自動車用充電スタンドサービス	1. 器材および部品調達計画を提出すること。 2. 電気自動車スマートチャージングシステム（EV SMART CHARGING SYSTEM）開発計画、または充電システムを、充電システムネットワーク管理のための統合型プラットフォームもしくは集中型プラットフォームに連携する計画を提出すること。 3. エネルギー省、首都圏配電公社（MEA）、地方配電公社（PEA）、工業省などの関連機関の基準および安全に関する法規制または規定に従うこと。 4. 以下のように恩典を付与する。 - 直流出力で充電を行う急速充電器（QUICK CHARGE）が 25% 以上である 40 個以上の充電器を持つ場合	A 3
	- その他の場合	A 4

第 2 項 奨励を認可されたプロジェクトまたは既存の電気自動車用充電スタンドサービス事業への奨励を申請したプロジェクトの場合、新しい電気自動車用充電スタンドサービス事業にプロジェクト変更を申請することが出来る。

尚、仏暦 2565 年（2022 年）4 月 7 日より有効とする。

公布日：仏暦 2565 年（2022 年）6 月 9 日

陸軍大将 プラユット・チャンオーチャー

（プラユット・チャンオーチャー）

首相

投資委員会委員長